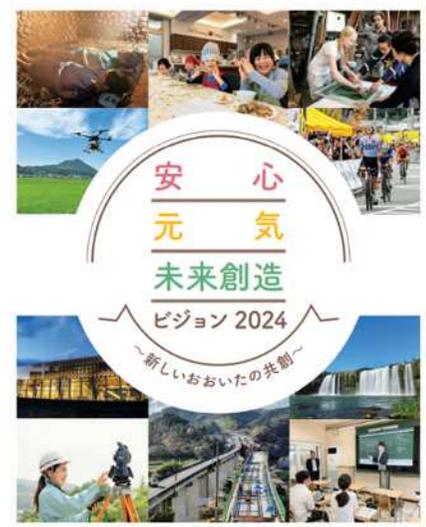


1_計画について

- ・ 県行政の長期的、総合的な指針を示した最上位計画
- ・ 県民と行政が目指すべき目標を共有し、力を合わせて取り組む内容を示す。
- ・ 計画の期間：2024年度から2033年度（10年間）※2025年度は実行元年

2_計画の構成

基本 目標	<ul style="list-style-type: none">・ 誰もが安心して元気に活躍できる大分県・ 知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県
------------------	---



大分県長期総合計画
令和6年度～令和15年度
（2024年～2033年度）

安 心	元 気	未来創造
------------	------------	-------------

の3つの分野の取組

- ・ 年齢や性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、多様性を認め合い、誰もがいききと活躍している「共生社会おおいた」が実現
- ・ 魅力・ブランド力が高まり、移住・定住や観光、企業進出、投資など、あらゆる分野で県内外から「選ばれるおおいた」が実現

3_人権に関する取組

安 心	多様性を認め、互いに支え合う社会の構築	すべての人の人権が尊重される社会づくり
------------	----------------------------	----------------------------

○10年後のめざす姿

- ◆ 多様な価値観と生き方を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会が実現している。
- ◆ 部落差別をはじめとする様々な差別意識や差別発言、差別行為、これらの結果として生じる不合理な較差が解消されている。
- ◆ 暴力やハラスメントを容認しない社会が構築され、誰もが不安を抱くことなく暮らしている。

大分県人権尊重施策基本方針（第4次）

1_改定の趣旨

人権をめぐる社会情勢の変化、人権に関する県民意識調査、新長期総合計画策定等を踏まえ、基本方針を改定

- 人権に関する新たな法律等（R2～R6）
- R5年度人権に関する県民意識調査（R6.3）
- 新長期総合計画策定（R6.9）

※概ね5年間（R7～R11）を見通して施策を推進

2_基本方針の位置付け

- ◆長期総合計画の部門計画
- ◆人権尊重条例で定める基本方針（条例第7条第1項）

3_基本理念

- (1) 自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会
- (2) 差別や不合理な較差の解消に取り組む社会
- (3) 多様な価値観と生き方を認め合う社会

4_推進体制

- ◆大分県人権施策推進本部で総合的に推進
- ◆大分県人権尊重社会づくり推進審議会に意見を求める。
- ◆策定にあたっては、**県民の意見を反映**する。（条例第7条第3項）
- ◆具体的に進めるため、**実施計画**を策定する。（条例第7条第4項）

5_概要

① 人権啓発・教育の推進

人権啓発：あらゆる人権課題について、正しく理解し、自分ごととしてとらえてもらえるよう効果的な啓発活動を推進

人権教育：自分の人権とともに他者の人権を守ろうとする意識・意欲の向上、多様な人権課題の解決に向けた実践力・行動力の育成を教育活動全体を通じて推進

② 相談・支援・権利擁護の推進

人権問題に関する相談、当事者や関係者の支援、権利擁護など様々な取組を総合的に推進

③ 様々な分野における人権行政の推進

1 課題横断的な人権問題

（インターネット上の人権侵害やAIをめぐる人権侵害リスク）
（複合差別）

【見直しの背景・ポイント】

- ・インターネット上の誹謗中傷対策の法整備
- ・AIによる人権侵害リスク

【基本方針】

- (1)正しい活用へ向けた啓発の推進
- (2)児童生徒等の安心・安全な利用の促進
- (3)人権侵害等への対応

2 部落差別問題

【見直しの背景・ポイント】

- ・差別されない権利
- ・インターネット上の差別

【基本方針】

- (1)基本姿勢
- (2)啓発・教育活動の推進
- (3)公正な採用選考の確立
- (4)隣保館等における活動の推進
- (5)地域の実情に応じた相談・支援の充実

3 女性の人権問題

【見直しの背景・ポイント】

- ・アンコンシャス・バイアス
- ・大分県困難な問題を抱える女性への支援計画策定

【基本方針】

- (1)教育・意識啓発の推進
- (2)働きやすい職場環境の整備
- (3)相談・支援・権利擁護の充実

4 こどもの人権問題

【見直しの背景・ポイント】

- ・子ども基本法施行
- ・ヤングケアラー問題の顕在化

【基本方針】

- (1)こどもの健やかな成長のための環境づくり
- (2)こどもの人権を尊重する教育活動
- (3)青少年の健やかな育成
- (4)様々な困難を抱える子どもたちへの支援
- (5)相談・支援・権利擁護の充実

5 高齢者の人権問題

【見直しの背景・ポイント】

- ・認知症基本法施行
- ・おおいた高齢者いきいきプラン（9期）策定

【基本方針】

- (1)生きがいづくりと社会参加の推進
- (2)認知症施策の推進
- (3)高齢者虐待防止対策の推進
- (4)生活環境の整備
- (5)相談・支援・権利擁護の充実

6 障がい者の人権問題

【見直しの背景・ポイント】

- ・合理的配慮の提供義務化
- ・大分県障がい者計画（第2期）策定

【基本方針】

- (1)共生社会の実現へ向けた相互理解の促進
- (2)特別支援教育の充実
- (3)就労・自立支援
- (4)芸術文化活動・スポーツの振興
- (5)社会活動への参画促進
- (6)生活環境の整備、防災等の推進
- (7)相談・支援・権利擁護の充実

7 外国人の人権問題

【見直しの背景・ポイント】

- ・外国人増加
- ・育成就労制度開始予定

【基本方針】

- (1)多文化共生のための相互理解の促進
- (2)在住外国人の社会参加の推進
- (3)情報提供・生活相談・支援の充実

8 医療をめぐる人権問題

【見直しの背景・ポイント】

- ・第8次大分県医療計画策定
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法改正

【基本方針】

- (1)人権を尊重した医療体制づくり
- (2)啓発活動の推進
- (3)相談・支援・権利擁護体制の充実

9 性的少数者の人権問題

【見直しの背景・ポイント】

- ・LGBT理解増進法施行
- ・大分県パートナーシップ宣誓制度

【基本方針】

- (1)性の多様性への理解促進
- (2)性的少数者の困りごとの解消や環境整備

10 犯罪被害者やその家族の人権問題

【見直しの背景・ポイント】

- ・犯罪被害者給付金制度や途切れのない支援体制の強化

【基本方針】

- (1)きめ細かな支援の充実
- (2)関係機関の連携による支援体制の整備
- (3)県民等の理解の増進

11 様々な人権問題

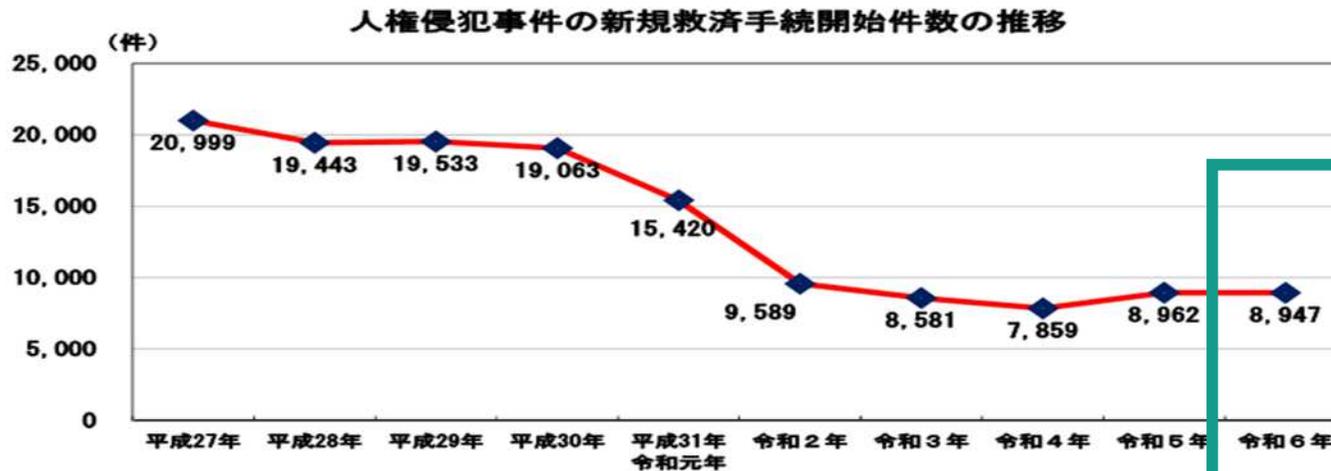
【見直しの背景・ポイント】

- ・パワーハラスメント防止対策義務化
- ・カスタマーハラスメント対策

- プライバシー権の保護
- 働く人の人権問題
- その他の人権問題

令和6年における「人権侵犯事件」の状況について（概要） R7.3.25 法務省人権擁護局

○ 人権侵犯事件の新規救済手続開始件数の推移



- ・ 人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は、前年と同水準

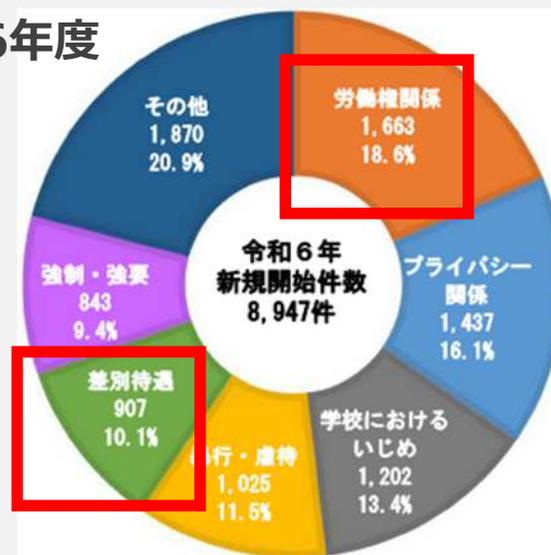
出典：令和6年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）法務省人権擁護局

○ 新規救済手続開始件数の内訳

R5年度



R6年度

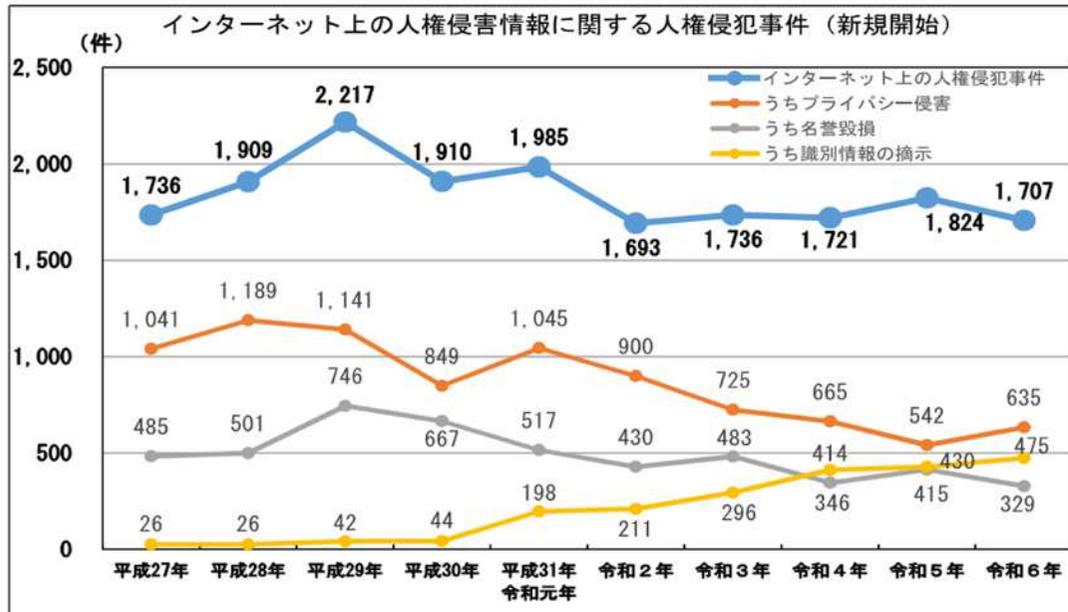


- ・ 令和2年以降、「プライバシー関係」の事案が最も多い状況が続いていたが、令和6年度はパワーハラスメントなど「労働権関係」の事案が増加し、最大となった。

- ・ 差別待遇が増加（907件のうち、499件が部落差別問題）

出典：令和6年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）法務省人権擁護局

人権をめぐる情勢について（インターネット上の人権侵害（法務省人権擁護局））



出典：令和6年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）法務省人権擁護局

- ・インターネット上の人権侵害情報について、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,707件であり、**高水準で推移**している。
- ・プライバシーの侵害事案が635件、識別情報の摘示事案（部落差別問題）が475件、名誉棄損事案が329件となっており、これらの事案で全体の84%を占めている。
- ・識別情報の摘示（部落差別問題）は件数が増加している。

【R6年報告で示された具体例】

○インターネット上の名誉棄損

被害者から、インターネット上に、被害者が氏名や顔写真とともに、詐欺を働いており前科があるなどの投稿がされているとして、相談があった事案

○インターネット上の名誉感情侵害

電子掲示板上で、特定の地域に住む外国人住民に対して、当該地域社会からの排斥を扇動する投稿がされたとして、法務局が調査をした事案

○インターネット上のプライバシー侵害

被害者から、インターネット上に、当該被害者になりすました投稿がされており、被害者の氏名や顔写真などが掲載されるとともに、被害者が性的マイノリティであると記載されているとして、相談があった事案

○インターネット上における同和地区の摘示

インターネット上に、特定の地域を散策しながら、歴史などに触れつつ、当該地域が同和地区であると指摘する動画が掲載されているとして、法務局に情報が提供された事案

人権をめぐる情勢について（インターネット上の人権侵害への対応）

被害の深刻化

リアリティーショーに端を発したネット誹謗中傷事件
（テレビ番組に出演していたプロレスラーの木村花さん（当時22歳）が中傷を受けた末に自殺し、社会問題化）

- ・ この問題をきっかけに対策の強化に向けた議論が加速
- ・ 誹謗・中傷を抑止すべきとの国民的意識が高まる

対 策

①侮辱罪の厳罰化（R4年7月施行）

従 来

1日以上30日未満の拘留
1,000円以上1万円未満の科料

改正後

1日以上30日未満の拘留
1,000円以上1万円未満の科料
1年以上1年以下の懲役
1年以上1年以内の禁固
1万円以上30万円以下の罰金

②発信者情報開示に係る裁判手続きの迅速化 （プロバイダー責任制限法改正：R4.10施行）

- 投稿した人物を速やかに特定できるよう
新たな裁判手続きを創設
- 開示請求できる情報範囲の拡大により、
SNSによる誹謗中傷に対応

【上記の対策は取られたが・・・】

- インターネット上の誹謗・中傷の深刻化が懸念
- 被害者からの要望が多い「投稿の削除」に関しては、制度化が進まず、課題が多く存在

情報流通プラットフォーム対処法（2024年5月17日公布 2025年4月1日施行）

- ・プロバイダ責任制限法を一部改正
- ・誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、**大規模プラットフォーム事業者に対し、①対応の迅速化、②運用状況の透明化**に係る措置を義務づける。

改正事項

大規模プラットフォーム事業者に対して、以下の措置を義務づける。

（迅速化及び透明化を図る必要性が高い者として、権利侵害が発生するおそれが少なくない一定規模以上の者）

① 対応の迅速化（権利侵害情報）

- ・削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・知識経験を持つ担当者の配置
- ・削除基準の策定・公表
- ・削除申出に対する判断・通知（原則、1週間以内）

② 運用状況の透明化

- ・削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ・削除した場合、発信者への通知

③ 罰則

- ・命令に従わない場合、1億円以下の罰金